

明治五年戸塚貞輔商店を石巻に開くや、其囑託を受けて店務を掌理す、七年仙台に公園〔西公園〕を開くに際し、其幹事となり、九年聖駕〔明治天皇〕東巡の時庁命を受け、塩釜及び松島の行在所を経営し、大に其職に称〔かな〕ふ、官其労を賞して絹帛〔けんぱく〕数種を賜ふ、既に老いて漸く世事に倦む、乃ち別邸を清水小路に営み、是を清奇園〔近年まで、日赤仙台病院の構内に残っていた。〕と名づけ、山を築き池を穿ち花木を植え、以て之に配す、世称して東京以北の名園となす、西岡宜軒、朽木松軒、遠藤随所、茂庭竹泉、丹野樊山〔はんざん〕等、一時の名流と交 懽〔こうかん〕す、明治二十九年十一月五日歿す、享年六十五 仙台荒町仏眼寺に葬る。』とある。

注(5) 「仙台の社寺と教会」(山本 晃。「仙台市史」第7巻の内)に、
『和霊神社 立町通東二番丁西南角、旧山家公頼屋敷〔誤り〕内に鎮座していたが、昭和二十年の戦災で焼失以後再興に至らない。祭神山家清兵衛公頼〔きんより〕。慶長十九年〔1614〕伊達政宗の庶子秀宗、伊予国宇和島に封ぜらるるや、陪従して彼地に至り後国老となり忠 讜〔ちゅうとう。讜は正しい言葉。〕を以て秀宗を諫め、終に冤死〔えんし。冤は無実。〕するに至ったが、その後冤魂屢々現われて諫 諍〔かんそう。いさめあらそう〕の状を示し、奸魁〔かんかい。悪の張本人〕亡び、秀宗亦悟るところあり、公頼の霊を城外に祀って和霊明神と称し、吉田家に託し卜部神祇権大輔により正一位和霊大明神の神号勅宣を得たが、明治の中期〔?〕十四代山家豊三郎に依って仙台の旧〔?〕屋敷内にその分霊を祀ったものという。因に公頼が暗殺されたのは万治元年(一六五八)〔誤り。実は元和6年(1620)6月29日歿。「貞山公治家記録」巻之28にも、元和6年この事の記事がある。〕六月二十九日で、毎年八月九日〔太陽暦〕に祭典を行っていたが、戦後中絶、昭和二十七年八月、七年振りでその祭典が行われた。』とある。

和霊神社は、昭和49年山家氏の移転と共に台の原5丁目に移り、またその分神がジャスコ東一番丁店の屋上に祀られ、祭典は7月商店街夏祭の一つとして行われている。

資料 東一番丁物語(柴田量平)

仙台あちらこちら(佐々 久)

仙台地名考(菊地勝之助)

87. 山家公頼〔やんべきんより〕の歿年はいつか

問 和霊神社として祀られている山家公頼の歿年はいつか、本によってまちまちです。

答 慶長19年〔1614〕12月26日、伊達政宗の子秀宗が、伊予国宇和島に10万石の独立大名として封ぜられました。政宗は、有能な家臣団を分与して、秀宗に付けてやりました。その中に、秀宗の守役として幼時からその側近に仕え、最も忠誠で、行財政の能力抜群な山家公頼がいました。彼は、宇和島領内の基礎固めに全力を傾倒しましたが、反対派の讒言〔ざんげん〕を真に受けた秀宗の命じた刺客に襲われ無念の最期をとげたのでした。いまだ創業過程にあった宇和島伊達家にとっては、容易ならぬ大事件でした。

この事件の大きな要因となったのは、元和6年〔1620〕、幕府から命ぜられた大坂城修築の現場責任者の、工事資金についての不満が、国元で財政を取り仕切り、必要経費以外の冗費を抑制した山家公頼に向けられたことでした。

「台徳院殿〔徳川秀忠〕御実紀」巻52に、

『元和六年庚申〔かのえさる〕……○十八日大坂城修築の事を。西北国諸大名に課せらる。……玉造口より大手門迄は松平薩摩守家久。……伊達兵五郎秀宗〔ほか53大名〕……内郭東は…南は…西は…伊達兵五郎秀宗〔ほか70大名〕……』とあり、元和6年〔1620〕、伊予宇和島の伊達家は、一大出費を強いられておりました。一方的な反山家派の讒訴を、秀宗が取り入れ、公頼斬罪の断を下すことになったのが、この年であります。

秀宗の父政宗は、公頼斬死の報に接し、激怒の極、秀宗を叱責し、3年間の勘当を言い渡します。このことについて、「貞山公治家記録」巻之28は次の通り記しています。

『元和六年庚申 公御年五十四

○十月丁亥〔かのとい〕小〔しょう。29日の月〕朔日〔さくじつ。ついたち〕乙巳〔きのとみ〕。去ル比〔ころ〕、宇和島侍従殿御家中ノ御仕置ヲ改ラレ、奉行人新規ニ仰付ラル、其上先年公ヨリ老分ニ附置キ玉ヘル山家清兵衛公頼ヲ撃セラル、殊ニ清兵衛縁者ノ故ヲ以テ、塩谷内匠ヲモ父子共ニ成敗仰付ラル。此等ノ義共公聞召サレ、御覚悟ノ外ニ思召サル、因テ今日桑折左衛門景頼方へ御書ヲ賜フ、左ニ載ス。

内々疾〔つと〕ニ以書状モ可申処、便宜無之ニ付テ、令延引候、抑〔そもそも〕去比、其元ノ仕置改、奉行人別而申付之由、一切此方江侍従所ヨリ談合無之候、覚悟之外ニ存候上、結句数年老分ニ付置候清兵衛事、身之所江一端之届モ無之、已ニ及成敗候事、前代未聞無是非次第候、剩〔あまつさえ〕此以前縁者之以首尾^{マア}訖塩谷内匠事モ親子共ニ成敗仕之由、可申様無之候、定而其方事モ爰元〔ここもと〕同前ニ可被存与〔と〕令推量候、如此之上、存分共有之義ニ候間、何様以使者其方所迄重而可申理候、委細期後音候、

恐々謹言、

十月朔日

政宗 御書判

桑折左衛門太輔殿

此後豫州へ御使者ヲ以テ右ノ義共仰立ラレ、侍従殿ヲ御勘当⁽⁵⁾アリ、三年御不通ト云云 月日並ニ委キ事ハ不伝。

侍従殿山家ヲ死罪ニ処セラル事、無実ノ讒訴ニ因ルト云フ、後ニ山家怨霊種々ノ祟「た」リヲナシ、奇怪最モ多シ、因テ遂ニ霊社ヲ建テ其霊ヲ有「なだ」メラル、山頼明神ト号スト云云。』

「うわじま物語」(谷 有二)に

『元和六年正月。大坂城の修築を進めていた幕府は、玉造から追手門にいたる土木工事を命じてきた。……幕命は何としても果たさねばならない。桜田玄蕃と山家清兵衛が惣奉行として大坂に派遣され、金は現地で調達することになった。さんざん方々へ頭を下げて借金をしながら、夏頃には工事の目安もついたので、大坂の方は玄蕃にまかせ、山家清兵衛は帰国して秀宗に状況を説明した。……ところが大坂の玄蕃からは「至急、金送れ」の報が入ったから、秀宗は……ひどく怒った。恐らく理財家、清兵衛の考えと、算用苦手の武断派、玄蕃の見立ての相違からでたずれのようなのだが、玄蕃は面目を失い、清兵衛を深くうらんだ。……その六月二十九日夜半、一団の刺客が山家邸を襲った。蚊帳の中で寝ていた清兵衛は、蚊帳の四隅の取手を切り落とされて自由を失い、ズタズタに斬殺されてしまう。同時に二男の治部と三男の丹治、四男の美濃と下男二人。さらに隣家に住む娘むこ塩谷内匠と息子二人も斬られた。……今でも旧暦の六月二十九日には、「かやまち」といって、清兵衛暗殺にちなんで蚊帳をつらない地域がある。』

「宇和島の自然と文化」(宇和島文化協会)に、

『…公頼は至誠をもって藩の財政の立て直し、民力の涵養に努めること五年間、大いにその治績を挙げたのであった。しかし、あらゆる面に対立したのが侍大将桜田玄蕃一派である。元和六年幕府の命による大坂城石垣工事問題を契機として、公頼排斥の空気は最高潮に達し、遂に秀宗も桜田派の中傷を信ずるに至り、元和六年六月二十九日の夜、秀宗の意を体した玄蕃一派は、公頼の邸を襲い、公頼をはじめ、十九歳になる二男治部、十四歳になる三男丹治、九歳になる四男の美濃は共に、その刃にたおれたと伝えられている。……元和六年(一六二〇)六月二十九日夜、秀宗の意による反対派の武士数十名が山家邸を襲い、上意なりとして清兵衛を始め、二男、三男および縁故者まで殺害し、四男美濃丸をも井戸に投入して殺害したとも、また誤って投げ入れ致死したとも伝えられる。』とあります。以上によって、山家公頼の死歿したのは、元和6年6月29日であります。

ところが、一般に、大名家等の大事件は、真相が直接的に語られたり、書かれたりすることを、自他ともに憚り避けることが多かったものです。その間に、度合の差はあれ、虚構が入り、潤色が加わり、伝説化し、変形したものとなって巷間に流布することになることが少なくないものです。この事件についても、「うわじま物語」(谷 有二)に、『秀宗が玄蕃に送った書状に、「今度、清兵衛事、沙汰の限りの儀、此度の段、弥々出来〔しゅったい〕指し向殺害申付候、就ては仙台へ渡瀬太郎兵衛遣し候 一」とある、殺害申付の文字から、あきらかに藩主秀宗の上意討ちであることがわかる。若い秀宗はとかく父の政宗の威光をきて、うるさく諫言する清兵衛にふと憎悪をいだいたこともあったかも知れない。それにしても、冷静になってみると、両者の勢力争いを完全に片方の言い分だけ信用して、清兵衛を上意討ちにしたという、聞こえのよい事件ではないから記録が消されて事件そのもの

が伝説化してしまった。』とあるのがそのことで、所説さまざまの著作が出されています。

××⁽⁶⁾×
元和5年〔1619〕6月29日のこととするものに、「東藩史稿」巻之18（作並清亮）と「北宇和郡誌」（愛媛県教育協会北宇和部会、大正6。「宇和島吉田両藩誌」と改題して昭和47復刻）。それよりも40年程後の、××××
万治元年〔1658〕6月29日のこととするものに、「⁽⁷⁾仙台人名大辞書」（菊田定郷）、「⁽⁸⁾仙台民俗志」（三原良吉。「仙台市史」第6巻の内）と「⁽⁹⁾仙台の社寺と教会」（山本 晃。「仙台市史」第7巻の内）。更に、某年、しかも第2代忠宗、宇和島伊達2代宗利の時代の、6月29日とするものに「⁽¹⁰⁾仙台近古史談」（今泉箕洲増補訂正）と、「⁽¹¹⁾東一番丁物語」（柴田量平）などがあり、いずれも誤りを伝えている点が多いので、注意する必要があります。

注(1) p.170の注(1)参照。

注(2) 政宗の子。母は側室飯坂氏、天正19年〔1591〕12月、柴田郡村田館に生れ、幼名を兵五郎という。文禄3年〔1594〕2月上洛、聚楽第に入る。慶長元年〔1596〕4月、豊臣秀吉の偏名を賜わり秀宗と名乗り、従五位下侍従に任じ、19年〔1614〕12月26日伊予国宇和島10万石に封ぜられた。万治元年〔1658〕6月8日歿、年68、法名頂山紹玄等覚院と号す、宮崎八郎兵衛以下殉死する者4人。

注(3) 愛媛県南予の中心地、宇和海のリアス式海岸の湾頭に位置する。人口71,379〔60年国調〕。昭和50年11月3日、仙台市と姉妹都市提携。宇和島が南予の中心地として発展したのは、文禄4年〔1595〕藤堂高虎が宇和島7万石の領主に封ぜられた以降である。慶長19年〔1614〕以降は伊達10万石の城下町として幕末に至る。重要文化財の宇和島城は海拔80mの分離丘陵に立地し、城下町はその南東部の扇状地に展開、大阪との定期航路が明治15年と早い時期に開かれたが、予讃本線が開通したのは、漸く昭和20年になってからである。大正年間から市街は城北の干拓地に拡大、近年の都市化は、昭和46年改良舗装を完了した国道56号線沿いに著しい。

注(4) 山家公頼の伝には異同が多い。

宇和島側の「北宇和郡誌」（愛媛教育協会北宇和部会。改題復刻版「宇和島吉田藩誌」に、『山家清左衛門公俊の子、仙台藩主伊達政宗の臣たり、宇和島藩祖伊達秀宗、元和元年を以て宇和島に封せらるゝに当り、政宗の選によりて老職となり秀宗の補佐に任ず。依て秀宗に従って宇和島に入る。当時宇和郡は元龜、天正の擾乱に繼ぐに、苛酷なる富田氏改易の後、庶政紊乱を極め、租税の如き、苛重の極、九公一民を唱ふるに至り、農民の困憊〔こんばい〕甚しく、土地を所有するを以て一大不幸とするの状態にあり。従って民力窮乏、財源涸渇〔こかつ〕に頻し、加ふるに内憂外患交々〔こもごも〕至らんとするあり。公頼此間に立ち、民力の休養と武備の充実とを以て最大の急務なりと観じ、一方に於ては領内を巡視して民の疾苦〔しっく〕を見、租税を軽減し、農耕を勧め、他面に於ては、士卒の俸禄を減じ、藩用を節約し、苦心慘憺、政策着々肯綮〔こうけい〕に中〔あた〕り、庶政大に整理せられんと

し、庶民一般に新藩主を謳歌〔おうか〕せんとするに際し、藩士中公頼の此の政策を快しとせざるものあり、讒構〔ざんこう〕頻りに至り、遂に大志を齎〔もたら。持つ〕して奇禍に遭ひ、其家に歿せり。享年僅に四十有二。後上下其忠節を念じ承応二年六月其霊を松皮柱に遷し、山頼和霊神社と称して之を祭れり。爾來靈驗殊に著しと称し、四時の賽客〔さいかく〕絡繹〔らくえき。ひきつづく〕として絶ゆることなし。』とある。

仙台側のものとして、「東藩史稿」巻18(作並清亮)には、

『山家公頼和霊明神事跡ニ永頼ニ作ル清兵衛ト称ス、姓ハ源、其先ハ最上家ヨリ出ツ、山家但馬守家信ヲ以テ祖ト為ス、家信ハ最上左京大夫直家ノ第三子ナリ、羽州山本庄山家〔やんべ〕ニ居ル、因テ氏トス」家信六世ノ孫河内某、保春夫人〔輝宗夫人〕ノ嫁ニ從テ来ル、公頼ノ伝ニ公頼夫人ノ藤〔しょう。附人〕トナリテ来河内ノ子ヲ公頼ト為ス、祿五百石ヲ給フ、世臣家譜貞山公公頼ヲ擢〔ぬきん〕テ秀宗君ノ傳〔ふ〕ト為ス、嚴ヲ以テ憚〔はばか〕ラル、君ノ封ニ宇和島ニ就クヤ、貞公士衆ヲ頒属〔はんぞく〕ス、公頼及桜田監物某国老タリ、祿千石ヲ受ク、公頼正道直行、過ヲ裨〔たす〕ケ闕〔けつ〕ヲ補ヒ、知テ言ハサルナシ、上下倚頼〔いらい〕ス、監物コレヲネタミ、心其忠ヲ害セント、因テ之ヲ譖〔そし、讒言する。〕ル、君之ヲ信シ、隊長某○和霊明神事跡ニ奸党清水ヲ始メ暗夜ニ乗シ云々ヲシテ、其宅ヲ襲ハシム、公頼刀ヲ擧〔ひっさ〕ケ帷〔とぼり〕ヲ掲ケ、大ニ呼テ曰、君臣カ罪ヲ察セス此ニ至ル、臣豈命ヲ拒マンヤ、臣且厲鬼〔れいき。疫病神〕トナリ冤〔えん。無実の罪〕ヲ雪〔そそ〕カント、遂ニ誅〔ちゅう〕ニ伏ス、其子某亦自ラ其腹ヲ屠〔ほふ〕リ、腸ヲ抉〔えぐ〕リコレヲ噓〔か〕ム、曰吾尚未タ死セス、汝等来リ勿〔ふん。首を斬る〕セヨ、士衆争テ之ヲ斬ル、婦女奔走往ク所ヲ知ラス、実ニ元和五〔六〕年六月晦日〔みそか。月の末日。曆の上ではこの年のこの月は大の月(30日)であったから6月30日のこと。但し、多くの伝では6月29日の事件となっている。〕○月日ハ和霊明神事跡ニ因ル○宇和島靈社縁記ニ曰ク公頼故アリ正眼寺ニ入り自裁スト蓋〔けだし〕府下其実ヲ諱〔い〕ム歟〔か〕其夜君将ニ寝ニ就カントス、公頼父子其枕頭ニアリ、儼然〔げんぜん〕盛服冤ヲ訟〔うったふ〕ルカ如シ、月ヲ弥〔わた〕リ猶止マス、明年元旦ノ朝儀群臣ノ上ニ座ス、他人ハ之ヲ見ス、君大ニ驚異シ、深ク其忠烈ニ感ス、僧徒ニ命シ、冥福ヲ修メシム、然レトモ威霊或ハ人ニ憑〔よ〕リ、其冤ヲ揚言ス、或ハ故ナク殿屋震動ス、監物及ヒ党与数十人、亦相尋テ暴死ス、闔郷〔こうきょう。一郷のこらず〕大ニ怖〔おそ〕ル、是ニ於テト部〔うらべ〕神祇伯〔しんぎはく。神祇官の長官〕ニ依リ、怨魂ヲ慰セント、厚ク其子孫ヲ祿シ、攸〔ゆう。所〕ヲ相シ祠社ヲ創建シ、和霊大明神ト号ス、江戸龍土邸〔江戸麻布龍土の宇和島伊達家の江戸屋敷〕亦一社ヲ建ツ、今ニ至リ二百余年、人猶威ヲ懼〔おそ〕レ敢テ褻慢〔せつまん。なれあなどる〕セスト云、正徳四年三月、侍從ノ曾孫村年君、公頼ノ忠烈ヲ追感シ、山家庄蔵頼次カ第四子ヲ請ヒ、廩米〔りんまい。蔵米〕二十口〔20人扶持〕ヲ給シ、公頼ノ後ト為ス、之ヲ平三郎某ト称ス、世臣家譜公頼ノ宇和島ニ秀宗君ニ從フヤ、貞山公其子喜兵衛某ヲシテ、父祖ノ家ヲ継カシム、其子頼定亦喜兵衛ト称ス、要〔忠〕山君〔獅山公吉村の世子宗村〕

ニ仕フ、親屬請テ三百石ヲ以テ俸トナス、喜兵衛子ナシ小川縫殿之丞常重カ次男ヲ以テ嗣トス、之ヲ図書〔ずしょ〕重頼ト称ス、仕ヘテ少老ニ至ル、後千五百石トナル、重頼ノ子頼直嗣ク、頼直カ子甚太夫頼孝、其子甚太夫頼熹相繼ク、^{世臣}家譜』とある。

注(5) 秀宗勘当について、「伊達治家記録」3(平 重道編)の「解説」に、

『政宗の長男秀宗は、大坂役中に伊予宇和島十萬石に封ぜられ、政宗は家中一部を宇和島に分譲して、秀宗の新政を援助させた。ところが秀宗は「御家中ノ御仕置ヲ改ラレ、奉行人新規ニ仰付ラ」れ、政宗から家老分として付け置いた山家清兵衛公頼を討ち、公頼の縁者塩谷内匠父子をも成敗した。「公聞召サレ御覚悟ノ外ニ思召サ」れ、秀宗に分譲した家臣団の筆頭たる桑折景頼(石母田景頼)に書状を送り、山家清兵衛を一言のことわりもなく成敗した秀宗の行為を詰問し、「此後予州へ御使者ヲ以テ右ノ義共仰共ラレ、侍從殿ヲ御勘当アリ、三年行〔御〕不通ト云々」と、遂に秀宗を勘当して、三年間交通を断ったという。山家氏はその先は最上左京大夫直家ノ第三子家信より出で、羽州山本莊山家に住して、氏とした。公頼の父は政宗の生母保春院夫人に従って最上より来て伊達氏に仕え、清兵衛公頼は秀宗の傳となり、秀宗に従って宇和島に領属され、同じ領属された家臣の桜田監物とともに宇和島の国老となったが、監物の讒に会い、秀宗に誅せられた。その怨霊が威怖を起したので、宇和島ではその霊を和霊大明神として奉祀したという(東藩史稿卷十八)。本文にも「侍從殿山家ヲ死罪ニ処セラル事無実ノ讒訴ニ因ルト云フ、後ニ山家怨霊種々ノ崇リヲナシ奇怪最モ多シ、因テ遂ニ靈社ヲ建テ其靈ヲ宥メラル、山家明神ト号スト」と、公頼の怨霊を明神に奉祀したことを伝えている。新しい創立の家にあり勝な、家臣の対立が清兵衛公頼を死に至らしめたのであり、その対立が政宗が分属せしめた家臣団同志の対立であつたらしく、その対立を事実にも便に処置できなかった秀宗に対し、政宗はこれを不快として三年間の勘当となったのである。』また同書注解の山家公頼の項に、

『山家公頼は通称清兵衛、最上義光の臣で保春院夫人が輝宗に入興した時扈從〔こしゅう。こじゅう。つき従う〕し、伊達家に留まった。政宗はこれを長子秀宗の傳とし、秀宗が宇和島藩主となるや、家老となり宇和島に赴き、忠勤懈〔おこた〕らず、上下の信望をあつめたが、万治元年〔1658〕六月秀宗卒するや、六月二十九日藩内の反対派によって暗殺された。その忠義の威霊を尊崇し、宇和島では城外に公頼を祭り、和霊明神と号した(仙台人名大辞書)ただし近古史談によって記したという人名大辞書では、山家清兵衛の死を、万治元年、二代藩主忠宗時代の出来事としているが、本文〔貞山公治家記録〕では元和六年〔1620〕^{××}十月、政宗時代の事件としている。』

上記解説文の末尾に元和6年^{××}10月の事件としてある個所は誤りである。これは、10月1日の記事で『去ル比〔ころ〕……』としてあり、しかも、10月1日付の桑折景頼の政宗の書状にも「去比……」と、[○][○]過去形であることから明らかである。

注(6) 「うわじま物語」(谷 有二)に

『仙台の伊達騒動を画いた歌舞伎「伽羅仙[×]〔先〕代萩」〔めいぼくせんだいはぎ〕のように有名ではないが、宇和島騒動も「君臣船浪宇和島」として歌舞伎になっている。明治初期に、関西の狂言作家、二代目勝彦蔵が書き、初代の実川延若が得意としたケレン味あふれる芝居で、「怪談乳房榎」の原型といわれる。昭和五十三年四月二日、東京の明治座で「神霊宇和島実記」として五十五年ぶりに復活公演されたので御記憶の方もあろうかと思う。筋立ても心得たもので、家老の大橋右膳が主君の愛妾お辰の方と組んでお家横領をたくらみ、殺された清兵衛の霊が主君を正道に導くという展開をとげる。』とある。真相に触れることのはばかられる、もしくは許されぬ、このような事件は、常に当りさわりのない情報に組み変えられて、伝聞を広めてきた。これもその一つで、封建時代に生きる民衆の知恵でもあった。

注(7) 『ヤンベキンヨリ〔山家公頼〕忠臣。通称は清兵衛といひ、最上修理大夫義光の臣なり、保春院夫人の輝宗公に入興〔永禄10年〔1567〕〕するや、公頼扈從して遂に止り仕ふ、政宗公擢んでて秀宗公の侍となす、慶長十九年將軍秀忠、秀宗君を伊予宇和島に封ずるに及び、公頼之に従ひ、遂に国老となりて忠勤懈らず、政道公正にして上下信頼す、万治元年〔1658〕秀宗君卒し、嗣君尚幼にして〔2代宗利は寛永11年〔1634〕生、この時既に24歳〕、公族伊達齊竊に権を弄す、藩士の之に與〔くみ〕する者亦頗る多し、然れども公頼あるの故を以て、未だ其志を逞〔たくまし〕うするを得ざりしが、陰に其党与と図り、一夜壯士数人を遣はし、公頼を襲ひて之を殺さしむ、実に六月二十九日なり、即夜公頼遽〔にわか〕に仙台城中に見〔あら〕はれ、請ひて忠宗公に謁を請ふ、公延〔ひ〕きて之を見る、公頼乃ち其顛末〔てんまつ〕を陳〔の〕べ、言畢〔おわ〕るや其影を失ふ、公大に之を異〔あや〕しみ、急に使を宇和島に遣はしたるに、宇和島侯また使を發して公頼の死を告げんとし、飛使之と途次に相遇ふ、爾後其霊猶ほ城中に現はれ、時に嗣君の側にありて齊等の党を怒視す、忠宗公特に家臣を遣はして其事を糺弾〔きゅうだん〕し、斎及び其党与を退くるに及びて、事僅に平らぎ、公頼の霊も亦出でず、明年齋出でて早瀬川に漁獵せしに、偶々一巨鯉あり、銀鱗澄瀨、湍瀨〔たんらい〕に出没するを見、家僮〔かどう。僮はめしつかい〕争ひて捕へんとすれば、鯉魚或は潜〔ひそ〕み、或は躍り、或は手中に入りて又逃る、齊怒りて自ら之を捕へんとし、遂に足を失して溺死す、従者大に驚き、其屍を求むれども終に所在を知らず、其党与相尋〔つい〕で病殺し、為めにその家籍を没せらる、是に於て国君公頼の威霊を尊崇し、祠を城外に建て、其終焉〔しゅうえん〕の日を以て祭を為す、伊予の和霊明神即ち是なり、而して今日に至る迄、香花を捧げて禱るもの又必ず靈驗ありと云ふ、其分霊今仙台市町通山家氏邸内〔今は台の原5丁目〕にありて、歳次その祭式を行ふ。』とある。

この記事の中で、山家公頼が保春院付人として、永禄10年〔1567〕に来仙したとある、公頼の生年が不明なので、その時の年齢を「 α 歳」とすると、死亡の万治元年〔1658〕に

は、「91+ α 歳」となっている。この年齢は常識を超えたものである。次に『嗣君尚幼にして』とあるが、第2代伊達宗利は、寛永11年〔1634〕生れであるので、この時既に24歳、父秀宗の後を継ぎ襲封したのが、この1年前明暦3年〔1657〕23歳であった。また、記述そのものが調査をふまえず、「仙台近古史談」等に依ったものである。故にこの伝は虚構が多いので、信頼性が薄い。「仙台近古史談」は、明治29年奥羽日々新聞に連載されたもので、増補訂正者今泉篁州の緒言の中に、『此書要スルニ一時ノ随筆ノミ』とある通り、資料価値の点では必ずしも第1等とはいえない。

注(8) 『山家明神 立町通

伊達政宗の庶長子秀宗の懐守〔だきもり〕に山家清兵衛公頼という忠誠の士があった。秀宗が宇和島十萬石に封ぜられた時、清兵衛も供をして家老となった。万治元年秀宗卒して嗣君がまだ幼かったところから一門の伊達齊が御家の横領を企て、ある夜、清兵衛を襲わしめて暗殺した。折から夏のことで清兵衛は蚊帳の吊り手を切落されたため非業の最期をとげたのであった。丁度その夜、時を同じくして仙台城の忠宗の前に血に染った清兵衛の姿が現われ、事の始末を告げて掻き消すように見えなくなった。そこで直ちに飛脚を立てると、宇和島の飛脚と途中で行き逢い、くわしい事が判った。齊の奸計は悉くあらわれて一味は処刑され、齊は川魚を獲ろうとして溺死した。清兵衛は神に祀られて和霊神社となり、仙台の山家氏も立町通の屋敷に山家明神として祀り、命日の六月二十九日を祭礼として、この日は町内蚊帳を吊らぬ慣わしであった。』

注(9) 『和霊神社

立町通東二番丁西南角、旧山家公頼屋敷内に鎮座していたが、昭和二十年の戦災で焼失以後再興に至らない。〔昭和28年〕。祭神山家清兵衛公頼。慶長十九年伊達政宗の庶子秀宗、伊予国宇和島に封ぜらるるや、陪従して彼地に渡り後国老となり、忠謙〔ちゅうとう〕を以て秀宗を諫め、終に冤死〔えんじ〕するに至ったが、その後冤魂屢々現われて諫諍〔かんそう〕の状を示し、奸魁〔かんかい〕亡び、秀宗亦悟るところあり、公頼の霊を城外に祀って和霊明神と称し、吉田家に託し卜部神祇権大輔により正一位和霊大明神の神号勅宣を得たが、明治の中期〔？〕十四代山家豊三郎に依って仙台の旧屋敷内にその分霊を祀ったものという。因に公頼の暗殺されたのは万治元年（一六五八）六月二十九日で、毎年八月九日に祭典を行っていたが、戦後中絶、昭和二十七年八月七年振りでその祭典が行われた。〔昭和49年山家氏移転と共に台の原に移り、またジャスコ東一番丁店屋上に分神を祀る。〕

注(10) 『山家公頼の伝

山家公頼通称は清兵衛最上修理大夫義光の臣なり保春院夫人の我性山公〔輝宗〕に帰〔嫁〕するや公頼扈従す遂に止り仕ふ貞山公擢じて秀宗君の傳となす慶長十九年將軍秀忠君を伊予宇和島に封ずるに及び公頼之に従ひ遂に国老となる忠盡〔ちゅうじん。忠を尽して倦まぬ〕

懈らず政道公平上下依頼す万治元年六月君卒す嗣君尚幼なり時に公族伊達齊竊〔ひそか〕に弄権の志あり藩士の之に与〔くみ〕する者頗る多し然れども公頼あるの故を以て未だ志を逞〔たくまし〕ふするを得ず乃ち陰に其党と図り夜壯士数人を遣はし其宅を襲ふて之を殺す実に某年〔？〕六月廿九日なり即夜公頼遽に我国城に見〔あら〕はれ請て義山公〔忠宗。万治元年7月12日歿〕に謁す公延て之を見る公頼乃ち其顛末を陳す言畢〔おわっ〕て見えず公大に之を異〔あやし〕み急に使を宇和島に遣はす宇和島亦使を発して公頼の死を告ぐ飛使之と中途に相逢ふ爾後猶其霊を見る儼然盛服或は嗣君の側にあり以て齊等の党を怒視す義山公家臣を遣はして其事を糺弾し齊及び其党与を退くるに及びて事僅かに平ぎ公頼の霊も亦出でず明年斉出でて早瀬川に漁獵す偶々一大鯉魚あり銀鱗潑刺湍瀬〔たんらい〕の中に出没す家 僮〔かどう〕争ひ捕へんとすれば鯉魚或は潜み或は躍り或は手中に入りて又逃る齊怒て自ら之を捕へんと欲し遂に溺死す従者大に驚き其屍を索〔もと〕むれど終に獲ず其党相尋〔つい〕で病歿し家戚〔みな〕籍没せらる是に於て国君公頼の威霊を尊崇し祠を城外に建て其終日を以て祭を為す伊予の和靈明神即ち是れなり而て今に至る迄香火の盛なる実に予州に甲〔十千の第一。第一位〕たり禱る者必ず驗ありと云ふ』

注① 『和靈明神』

山家氏の邸内に山家明神と云ふ小祠が祀ってあった。これは山家氏の祖先が、山家清兵衛を祀った宇和島の県社、山頼和霊神社を分霊したのである。(現在〔昭和19年〕山家明神は東二番丁七十四番地に在り)山家氏の姓は元は源で、山形城主最上左京太夫直家の第三子但馬守家信から出た家である。家信、羽州山本莊山家〔やんべ〕城に居り、初めて山家氏と称した〔在地名〕。家信六世の孫を山家河内と云ひ最上修理太夫義守の女、義姫(保春院夫人)が仙台藩祖伊達政宗卿の父君輝宗公に嫁した時、義姫に従って伊達氏に來り仕へる事となった。河内の子が即ち清兵衛公頼で、五百石を賜わったが、慶長十九年十二月二十八日二代將軍秀忠の命に依り、政宗公の側室飯坂氏の腹に生れた庶長子秀宗君が伊予宇和島十万石に封ぜられた際、政宗公は公頼を擢んで秀宗君の御守役として差添へてやった。元和元年二月二十八日秀宗君が封に就くに當って、公頼は扈從して宇和島に移り、仙台の家跡は政宗公が公頼の子、喜兵衛を召出して三百石を与え家を嗣がしめた。宇和島に移った後の公頼は知行千石を賜はり家老職に任ぜられたが、忠誠無二の性格は政治の上にも反映して公平無私、凡ての信望を一身に集めた。從四位下侍從遠江守秀宗君は万治元年六月八日、六十八歳で瘰癧の病で他界し、庶子〔誤り〕大膳太夫宗君〔宗利〕がその跡を継いだ。時に宇和島伊達家の一門に伊達齊と云ふ者が居って権を專〔もっぱら〕にし、家臣之に与する者多く政道は漸く地に落ち乱れむとした。齊は公頼の剛直を憚って邪魔になる処から何とかして亡き者にしようとした決心しその機会を狙って居たが△△△年の六月二十九日の夜、刺客数名をして公頼の邸に襲はしめた。時は真夏で公頼は蚊帳の裡に熟睡をしていた。刺客の乱入に刀を取って跳ね起きや

うとしたが時既に遅く、釣り手を切落されて進退思ふに委せず乱刀の下に無念の最後を遂げたのであった。これからは些〔ち〕と歌舞伎劇の領分に入る物語りとなる。この惨劇と時刻を同じくして、仙台城では、夜中忽然と山家清兵衛が登城して「火急の儀につき屋形様に直々御目通り願ひ度く、夜中恐入り奉るが何卒御取次ぎ願ひ度い」と云ふので、当番の近習が主君に註〔注〕進する。忠宗公は審〔いぶか〕り乍ら引見すると、平伏してゐる公頼の姿は見るも無残な血塗〔まみ〕れであった。』〔以下は、「仙台近古史談」や「仙台人名大辞書」の山家公頼の記事と同様のストーリーなので省略〕

資料 台徳院殿御実紀巻52

貞山公治家記録巻之28

北宇和郡誌（改題：宇和島吉田両藩誌。愛媛県教育協会北宇和部会）

宇和島の自然と文化（宇和島文化協会）

うわじま物語（谷 有ニ）

88. 原田甲斐は政宗の孫かどうか

問 原田甲斐は、政宗の孫とかわれませんが、本当でしょうか。

答 伊達政宗(1)と「香の前〔においのまえ〕」との間に、後年原田甲斐(2)の母となった慶月院(3)と、亘理宗根〔むねもと〕とが生まれています。これら政宗の実子は、香の前は豊臣秀吉が茂庭綱元(4)に与えた女性であるという事情から、二人とも茂庭綱元の子として育てられます。その中の姉の方が、原田家18代宗資の妻となり、甲斐宗輔を生んだのであります。故に、原田甲斐は、まぎれもなく政宗の血統を引いた孫ということになるのです。

この事実は、君公の事歴としては極めて機微にわたることですので、正史には載らず、次の諸書によって知ることができるものなのであります。

1. 「伊達世臣家譜」巻之4

『茂庭〔一族〕

文禄元年〔1592〕朝鮮之役、公発岩出山到京師、綱元従之、秀吉見綱元、問所以称鬼庭、对以実、是時奉秀吉之命復本氏〔茂庭〕云、綱元此時不従朝鮮之役、奉公命為留守于肥前名護屋、屢謁見秀吉、此時秀吉賜居宅於伏見、秀吉有愛妾十六人、以其一人高田次郎 右衛門女賜綱元、後生亘理伯耆宗根者是也〔女子は記さず〕、〔中略〕宗根則秀吉所賜之妾所生也、出而統亘理家、其妾以宗根之因母〔実母〕、晚養于亘理家、〔下略〕』。